

掲示期間：6.3-6.12

新潟市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月3日

新潟市選挙管理委員会

委員長 阿部 松雄

新潟市選挙管理委員会訓令第3号

新潟市選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟市選挙事務取扱規程（昭和53年12月20日選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第34条の次に次の1条を加える。

（投票用紙及び投票用封筒の発送）

第34条の2 令第59条の5の4第7項の区委員会の定める日は、投票用紙および投票用封筒の交付又は郵便等による発送が可能となった日からとする。

附 則

この規程は、令和7年6月3日から施行する。